

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
に対する御意見の募集結果について

平成22年3月31日
消費者庁取引・物価対策課

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、平成22年2月11日から3月12日までの間、消費者庁ホームページを通じて御意見を募集したところ、2件の御意見が寄せられました。

頂いた御意見及び御意見に対する消費者庁としての対応・考え方を次のとおり公表いたします。

御協力ありがとうございました。

【意見公募期間】 平成22年2月11日（木）から同年3月12日（金）

【意見提出方法】 郵送、FAX、電子メール

【頂いた御意見及びこれに対する消費者庁の考え方】

頂いた御意見 (概要)	消費者庁としての対応・ 考え方
<p>今回の政令案により、特商法の適用除外となる資金決済法上の自家型発行者のうち自社コンテンツで利用できる前払式証券を発行する事業者（いわゆるゲーム事業者等のコンテンツ事業者）については、特商法の表示規制（特商法11条、省令第8条等）による利用者の予めの保護が必要なのではないか。</p> <p>特商法の表示規制（特商法11条、省令第8条等）はかなり細かく、資金決済法13条の表示規制とは記載項目も趣旨も異なるので、こちらでは不十分と考える。</p> <p>また、自家型発行事業者（1000万円以上の未使用残高を持つ運営会社）が運営するコンテンツと、そうでないコンテンツに表示規制の差があることも、利用者が混乱する要因になると思う。</p>	<p>今回除外される前払式支払手段発行者が行う商品の販売又は役務の提供については、具体的には自家型発行者及び第三者型発行者が行う紙型・IC型・サーバ型の各前払式支払手段の発行の業務がその対象となります。個別具体的な商品の販売や役務の提供の態様を勘案して判断されることとなりますが、いわゆるゲーム事業者等のコンテンツ事業者がネット上でコンテンツを提供しているような事案においては、コンテンツそのものの提供の側面については除外対象ではなく、結果</p>

	<p>として特定商取引法の適用を受けることとなります。</p>
<p>特定商取引に関する法律において訪問販売・通信販売・電話勧誘販売での規制対象を限定列挙方式から、原則すべての商品または役務の提供について規制対象とする原則適用方式へ転換されたのは、限定列挙方式では次々に出現する様々な商品または役務に対応できず、十分な消費者保護が図れなかったためである、と理解している。特定商取引に関する法律第 26 条第一項第 8 号 二に置いて適用除外される他法の対象商品や役務が、特定商取引に関する法律施行例に具体的に定められるとされており、既に一定の商品・役務が定められている。これらは他の法律の規定によって消費者の利益を保護することが認められる「基準」にしたがって定められており、この基準については、特定商取引に関する法律の違反類型（不当勧誘・不正広告等）に対して業務改善命令や指示命令などの是正措置が準備されていることとされている。今後もこの基準を満たしているか厳密に判断して望むべきと考える。さらにこの是正措置が十分に発動されることが不可欠であると考ええる。</p> <p>今回の改正として揚げられている「資金決済に関する法律」においては「立ち入り検査等」「業務改善命令」「自家型発行者に対する業務停止命令」「第三者型発行者に対する登録の取消し等」が規定されており是正措置は図られていると思われる。この分野は、今後様々な商品の販売が予測されるため動向を注視し、必要と判断される場合には被害の拡大防止のために速やかな対応、つまり是正措置の発動が行なわれることを望む。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の行政運営の参考とさせていただきます。</p>